

とっとり先駆型ラボ 誘致・育成補助金

先駆的な事業に取り組む事業者様のオフィス・研究開発拠点開設をご支援します。
立地場所の調査から拠点を開設し事業を行う際の事業費まで段階的にご活用いただけます。

選べる **3タイプ** をご用意！ご希望に応じてご活用いただけます。

まずは ここから！	事前調査支援	30万円	最長1年間
コワーキング でも可！	オフィス設置支援	200万円	最長2年間
本格的に！	研究開発拠点設置支援	500万円	最長3年間

併用も可能です！



事前調査支援（1年間）＋研究開発拠点設置支援（3年間）
＝通算**4年間** 補助額最大**530万円**

	①事前調査支援	②オフィス設置支援	③研究開発拠点設置支援
	県外事業者のみ対象		県内・県外事業者とも対象
補助限度額 補助率	30万円 (補助率) 1/2	200万円 (補助率) 1/2	500万円 ※②を活用した場合はその補助額は差し引きます (補助率) 中山間地域 1/2 その他 1/3
補助期間	最長 1年間	最長 2年間	最長 3年間 ※②を活用した場合はその期間を差し引きます
対象事業	<input type="checkbox"/> 自然科学研究所 <input type="checkbox"/> 情報処理・提供サービス業 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業 <input type="checkbox"/> デザイン・機械設計業 <input type="checkbox"/> コンテンツ企画作成業 <input type="checkbox"/> その他特に認めた事業 これらのうち 先駆的事业、機能・業務分散を行おう とする事業者		
補助要件	<input type="checkbox"/> 県内企業・団体等と連携 して事業を推進すること ※県内企業と連携して新たな商品を開発する場合など ※単に営業活動等を行う場合を除く		<input type="checkbox"/> 2人以上 の雇用 ※代表者を含む（代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めません） ※ 雇用者の1/2までリモートワーカー、兼業・副業者等も可 （一定の条件あり）
	<input type="checkbox"/> 恒常的な 事業所等を設置すること		
対象経費	<input type="checkbox"/> 交通費 <input type="checkbox"/> 委託費 <input type="checkbox"/> 共同調査費 (県内企業・団体等と行うものに限る) <input type="checkbox"/> 通信費	<input type="checkbox"/> 事業所改修・賃借費 <input type="checkbox"/> 機器設備取得・賃借費 <input type="checkbox"/> セキュリティ対策費 <input type="checkbox"/> 通信費 <input type="checkbox"/> 共同研究費 <input type="checkbox"/> 光熱水費 <input type="checkbox"/> 交通費 (県外拠点と県内拠点との往復に限定)	<input type="checkbox"/> ②の対象経費 <input type="checkbox"/> 直接人件費（補助金総額の30%が上限） ※リモートワーカー、兼業・副業者の直接人件費は補助対象外。 <input type="checkbox"/> 人材育成費

～～事業計画について、まずはお気軽にご相談ください～～

【問合せ先】 鳥取県 商工労働部 立地戦略課

TEL：0857-26-7245 FAX：0857-26-8117 メール：ritti@pref.tottori.lg.jp

鳥取県企業立地ガイド <https://ritti-pref.tottori.jp/>



先駆性とは...

同業他社に普及していない技術等を活用した製品・サービス及び生産又は販売方式等の観点で先駆性を判断します。

<先駆性のある事業の例>

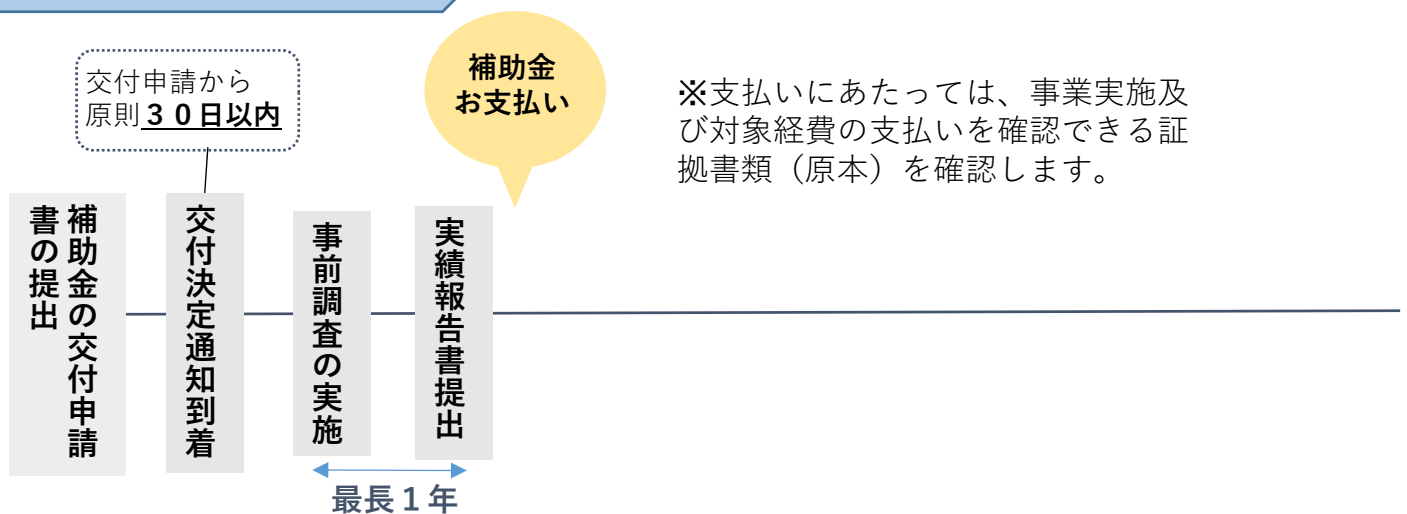
- ・先端技術を活用した製品（革新的な新素材）等
- ・既存技術の組み合わせや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等
- ・先端技術を活用したサービス等
- ・複数サービスの組み合わせや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等
- ・生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入等
- ・ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、新たな顧客層を開拓する事業等
- ・新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、新たな顧客層を開拓する事業等

※先駆性を判断する際には、同業他社における当該商品、当該役務、当該方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先駆的な取組とは判断しないものとします。

交付手続きについて

（事前調査支援＋研究開発拠点設置支援をご利用の場合）

事前調査支援



研究開発拠点設置支援

